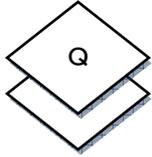




労働相談Q & Aで解決！

アルバイト②



学生アルバイトです。期末試験があるのでシフトを変更してほしいと申し出たら、「休むなら代替りのアルバイトを探してこい」と言われました。代替りを見つけないと休むことはできませんか。

A アルバイト従業員は、会社との雇用契約に基づき、労務提供義務を負いますが、体調不良や急用などで仕事を休む場合、他の従業員を手配する義務までは負っていないので、代替りの人を探す必要はなく休みを取得することができます。

解説はこちら

- 体調の不良や急用などでアルバイト先の仕事を休む場合、その人に代わりに出勤できる人（代替人員）を探させるような会社の運用は法的に問題があります。
- 従業員は、会社との雇用契約に基づき、労務を提供する義務がありますが、これを超えて他の従業員を手配する義務はありません。
- よって、他の従業員を手配することを会社が業務命令として出すことは許されず、業務命令権の濫用となり無効となります。

どうすれば？

- 従業員を手配する（代替人員の確保の努力）責任があるのはあくまで会社ですので、会社の命令に従う必要はありませんのではっきりと断りましょう。
- 学校や別の仕事の都合や、家庭の事情、体調の事情などによりシフトの希望を出した段階では分からなかった理由により、勤務日の数日前や当日など、急に休む必要がでてくる場合もあるかもしれませんが、アルバイト先のシフトの変更のルールを事前に確認しておき、変更の可能性が生じた段階で連絡しましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

URL <http://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内（管轄区域：都留及び鯉沢労働基準監督署管轄以外の地域）

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）

電話 0556 (22) 3181